

平成 26 年度  
第 4 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

【日時】 平成 26 年 11 月 7 日（金）18 時 30 分～19 時 15 分

【場所】 北広島市役所本庁舎 2 階会議室

【出席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

福与委員、只石委員、堀委員、吉川委員、中川委員、渡辺委員、新見委員、  
矢崎委員、杉村委員

◇事務局

徳村保健福祉部次長、福島児童家庭課長、富田児童家庭課主査、加藤児童家庭課主任

【欠席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

斉藤委員

【傍聴者】 2 名

- 会 長                    第 4 回北広島市子どもの権利推進委員会を開会いたします。  
それでは、次第の 2 北広島市子どもの権利に関する推進計画（骨子案）  
の一部修正について、事務局からお願いいたします。
- 事務局                    議題に入ります前に、前回の委員会でご質問等がありました件につい  
て、委員の皆様にご覧いただき、資料としてお送りさせていただきました  
が、内容について説明させていただきます。

（日本脳炎の予防接種について説明）

それでは、子どもの権利に関する推進計画（骨子案）の一部修正につ  
きまして、説明いたします。事前にお配りした資料に追加事項がありま  
すことから、お手数ですが本日差し替えでお配りした資料をもとに説明  
させていただきます。

まずは「第 4 章 権利体系ごとの施策」の資料 7 ページ、従来「子育て  
ガイドブック作成事業」だった事業につきまして、平成 27 年度から「子  
ども・子育て支援法」に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として  
位置付けられた「利用者支援事業」の中で実施することとなったことか

## 平成 26 年度 第 4 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

ら、事業名を変更しております。また、「子育て支援の充実」の項目内に、この「利用者支援事業」の主たる業務を追加してあります。

利用者支援事業とは、いわばコンシェルジュ的業務を行う者でありまして、子ども及びその保護者が、保育・教育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等のなかから適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行う事業であります。この事業は、子ども・子育て支援法の施行とともに平成 27 年度から開始する予定としており、地域子育て支援センター「あいあい」に専任の職員を配置し、相談支援業務を実施する計画であります。なお、この事業につきましては、子ども・子育て支援法に基づく事業でありますので、「子ども・子育て会議」に確保方策を審議いただいたところであります。

次に 8 ページをご覧ください。

「母子自立支援相談事業」という名称であった事業であります。母子及び寡婦福祉法が 10 月 1 日に改正され、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となりました。このことに伴い、従来の「母子自立支援員」が「母子・父子自立支援員」となりましたことから、事業名も変更し、「母子・父子自立支援相談事業」としたものであります。なお、従来から母子だけではなく、父子につきましても相談支援業務を行っておりますことから、事業内容についての変更はありません。

次に、11 ページをご覧ください。

「子どもの権利擁護事業」についてですが、現在実施しております巡回子どもの権利相談につきまして、子どもが相談員と相談しやすくなる関係を築くとともに、より相談の機会を増やすために、本格実施としたいと考えておりますことから、この事業に追加して記載したものであります。こちらにつきましては、別にお配りしておりますアンケートの集計結果、こちらについては後程説明いたしますが、その中で改めてお話しさせていただきます。

次に、19 ページをご覧ください。

児童センターにつきましては、前々回の推進委員会でもお答えしたところありますが、未就学児、小学生のみならず、18 歳未満の者が利用できる児童福祉法上の児童厚生施設であり、中学生以上の子どもについても遊び場、居場所となる施設であります。アンケートの集計結果でも改めて説明いたしますが、従来から児童センターのある地区では、中学生以上になっても利用状況が良いという結果となっております。また、「子ども・子育て支援事業計画」に係るニーズ調査においても、子どもの現在の過ごし方と希望の過ごし方で、児童センターで過ごしたいとい

## 平成 26 年度 第 4 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

う項目に大きな差が見られたところであります。さらに、児童センターのない地区の子どもに直接お話を聞く機会を設けていただき、お話をお伺いしましたが、屋内でバレーボール・バスケットボール・フットサルなどの球技などができる場所の希望が多く寄せられたことから、現在未整備地区であります西の里、東部地区において、計画的に児童センターを整備することとしており、この事業に追加して記載したものであります。 22 ページについても同様であります。

次に、23 ページをご覧ください。

子どもの遊び場・居場所であるとともに、誰もが憩える施設であります公園であります。現在老朽化している遊具やトイレ等の設備について計画的に再整備・改修を行っているところであります。この改修にあたっては、公園の整備担当が地域と意見交換会を実施し、整備内容について意見を交わしておりますが、子どもが来やすい休日の日程としているほか、公園が所在する校区の学校にポスター等を掲示するなどの方法で周知したり、町内会等の案内文書などで、子どもの参加を促す活動をしていることから、計画に追加し記載したものであります。また、後程説明いたしますアンケートの結果にもありますように、地域の行事に子どもが参加した際に意見を反映することが、他の項目より難しいという状況です。このこともあり、「子どもの権利擁護事業」では一般向けにガイドを作成する計画としておりますが、先ほど説明しました公園整備での取り組みを受け、市が行う各種事業のうち、子どもがかかわるものについては一定のガイドが必要であると考え、この事業に追加して記載したものであります。

続きまして、「子どもに関する実態・意識調査」についての資料の説明をいたします。

前々回、内容についてご審議いただき、発送しましたこの調査につきまして、現在集計の作業中ではありますが、今回お示しした計画の修正にかかわる部分についての速報ということで、報告させていただきます。

対象 1,000 人を年齢比で按分して、9 月 26 日に、小学生用 314 名、中学生以上用 686 名に対し調査票を送付いたしました。回答期限を 10 月 17 日までといたしまして、455 名に回答いただきました。内訳は小学生用 170 名、中学生以上用 285 名となっております。回答率としましては 45.5%であり、内訳は小学生用 54.1%、中学生以上用 41.5%となっております。

今回回答いただいた内容のうち、施策に直結する部分につきまして先行して集計したものが、2 の表になります。

## 平成 26 年度 第 4 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

まずは問 8 です。こちらの設問は複数回答でありますので、回収数と回答数の比となりますが、地域での行事参加としてはお祭りが多いという結果が出ております。この設問は後程説明いたします問 16 に関わってまいりますので、改めて説明します。

次に問 9 です。利用したことのあるものについて尋ねる設問となっております。公園については非常に高い利用となっております。また、児童センターについては現在未整備の地区がありますので、地区別に集計したものが次の表にありますので、そちらをご覧くださいと思います。平成 14 年に児童センターを開設しております西部地区については、今回回答いただいたほぼすべての子どもが利用しているという結果が出ております。実際、輪厚児童センターについては、中学生が休日の部活終了後に利用することがしばしば見られます。大曲地区、北広島団地地区につきましても児童センターが開設されておりますが、大曲地区につきましても大曲東小学校区にありますので、半分強の利用、北広島団地地区につきましても、双葉小学校区にあり、今年 7 月にオープンしたばかりでありますので、小学生については半分強の利用経験があるものの、中学生以上についてはまだ利用経験が少ないといった状況となっております。北広島団地地区については、今後年数の経過とともに利用経験も増えていくものと思われまます。この項目を見ていただくとおり、現在児童センター未整備地区であります東部地区、西の里地区については利用経験が少ない状況となっております。子育てサークルや学校の行事、また児童センターの行事などで利用したことのある方であると思われるが、やはり児童センターが身近にないと利用が進まないという状況が分かります。先ほども説明いたしました、児童センターは 1 年を通して遊び場、居場所となる施設でありますので、未整備地区であります西の里地区、東部地区での整備を計画的に行うこととしているところであります。

次に問 14 です。相談しやすくなる方法について尋ねております。相談を受けとめること、秘密を守ることは相談業務にとって当然のことではありますが、相談した子どもやその親が相談を受けとめられ、秘密が守られるということを認識するためには、相談員との信頼関係が構築されるということが大事であると考えます。このことから、子どもや保護者が集まってくる場所に向いて行って、広報啓発活動を行うとともに、子どもや保護者に知ってもらいながら、信頼関係を構築し、何気ない遊びの中から子どもの悩みなどをきくことができる「巡回子どもの権利相談」を実施しているところであり、今回の調査でも重要性が再認識されまし



**平成 26 年度**  
**第 4 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

どの相談が保護者の方からあったということです。児童センターについては、これから信頼関係を作っていく、その中で何気ない相談を聞き出していければと考えております。

○会 長                   他ございませんか。

○C 委員                   アンケートの内容、問 14 の 5 番、「こまったときに、かけこめるところ、逃げこめるところ」という設問がありますが、小学生 29.4%と高い割合になっていると思います。札幌市ですと、北広島市の子どもの権利救済委員をされております内田弁護士がシェルターを作っていますよね。北広島ではどういうところがこれにあたりますか。

○事務局                   例えば、DV を受けた親御さんとお子さんが緊急避難ということで逃げ込める場所として、ショートステイ、トワイライトステイの中に緊急一時保護というものがあります。児童養護施設に委託をしまして一時保護ができる体制をとっております。また、天使の園では道委託事業で支援センターを行っておりますけれども、24 時間体制で相談を受けておりますので、そういった中で実際に避難したいという相談があれば、児童相談所なり私どもが行って、当直のいる児童相談所まで運ぶといったことも実際行っております。そういう形でお子さんの保護を行っているところです。

○会 長                   それでは次第の 3 答申書（案）についてお願いいたします。

○事務局                   答申書（案）につきまして、説明させていただきます。

皆様方におかれましては、昨年の 7 月から子どもの権利推進委員として委嘱させていただき、市長から「北広島市子どもの権利に関する推進計画」策定の基本的な考え方について諮問したところであります。

この間、1 年強、8 回にわたってご審議、ご検討をいただき、委員の皆様方のご意見等を踏まえながら修正を加え、今回に至ったところであります。

今回までの修正を反映したうえで、前回ご審議いただき、ご了承いただきました「子どもの権利に関する推進計画（骨子案）」についてご答申いただきたく、今回答申書（案）をお示しするものです。

以下、答申書（案）を読み上げさせていただきます。

**平成 26 年度**  
**第 4 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

(答申書案読み上げ)

以上で、答申書（案）について、説明を終了させていただきます。

- 会 長                    ありがとうございます。答申書（案）について何かございませんか。  
それでは答申書（案）についてはこれでよろしいですね。  
全体としてその他ご意見等があればお願いいたします。
- 事務局                   既に広報等でご存知かもしれませんが、11月27日に児童虐待防止講演会ということで予定しております。向陽学院の院長先生に講師をお願いし開催しますので、ご都合がよろしければぜひ来ていただければと思います。以上です。
- 会 長                    他ございませんか。
- B 委員                   先ほどいただきました子どもの権利カードに記載されたキャラクター、とてもかわいいですが、こちらの表彰式はもう終わったのでしょうか。
- 事務局                   今、学校を通じて連絡をとっておりました、日程を調整しているところです。
- B 委員                   それはどこでどのように行われるのですか。
- 事務局                   詳細についてはまだ決まっておりません。
- B 委員                   市の権利条例ができて、そのメインとなるキャラクターですので、報道関係等に連絡し、啓発の意味も含めて市民の皆さんにお知らせできればと思いました。
- 事務局                   私どもとしましても、子どもの権利条例を広く市民の皆さんに知っていただくことが重要だと考えておりますので、その方向で進めさせていただきます。
- B 委員                   キャラクター名の募集はどのように行うのですか。
- 事務局                   前回の委員会でも若干説明しましたが、今後このキャラクター名を募

**平成 26 年度**  
**第 4 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録**

---

集することによって、広くみなさんに知っていただきたいと考えております。次回の子どもの権利月間に合わせて事前に募集しまして、今回と同じような形で発表したいと思っております。

- 会 長           他にございませんか。
- 意見なのですが、先日いただいた北広島市いじめ防止基本方針（素案）の文言の中で、子どもというのが漢字だったりひらがなだったりしているので、統一した方がよろしいのではないのでしょうか。
- 事務局           文科省では漢字で「子供」と使うようになっているのですが、厚労省の方ではひらがなで「子ども」という記載になっているので、このような表記になっておりますが、そちらについて私どもに関係する部分は、教育委員会の方にお伝えさせていただいております。
- 会 長           他にございませんか。
- C 委員           推進委員の今後についてはどのようなようになるのでしょうか。
- 事務局           推進計画が定まりましたら、進行管理と次の推進計画に向けてのローリングというところが推進委員の役割としてございます。それから、施策についての推進という部分も役割として条例に謳っておりますので、進行管理の中でご意見をいただきながら、次にどういった施策を展開していけばよいかという部分についてお話をいただければと思います。
- 会 長           それではこれで第 4 回子どもの権利推進委員会を閉会します。ありがとうございました。